

## 建退共の不支給期間等に関する趣旨と機能

## 建退共の不支給期間等に関する趣旨と機能

### 1 建退共制度創設の経緯

制度創設当時（昭和 30 年代後半）、建設業界は、技能工の不足という問題に対応するためには、労働者福祉の向上に取り組むこと、すなわち、建設業を魅力ある職場とすることにより、数多くの若者を入職させ長く定着させることが必要との認識を持つに至った。

こうした認識のもと、業界としての退職金制度である本制度が創設された。

### 2 建退共制度の趣旨

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、職業的生涯を通じてみれば建設業という一つの業種に専属的に就労しているような労働者について設けられた、業界退職金共済制度ともいうべき制度。

（「改訂 中小企業退職金共済法解説」日刊労働通信社 P 1 4 7）

### 3 不支給期間がより長いことについて

対象従業員が建設業で従事する期間が一般の中小企業退職金共済制度における常用労働者の一企業における勤務期間に比較して、通常はより長期間であると考えられることから、不支給期間を一般の中小企業退職金共済制度より長くするとともに、これによる差額を長期勤続者に振り向けその優遇措置を講じたもの。

（「改訂 中小企業退職金共済法解説」日刊労働通信社 P 1 7 1）

### 4 建退共制度の機能

1 の制度創設の経緯に鑑み、当該制度は、建設業を魅力ある職場とすることによって、建設業界としての技能労働者の定着促進の機能を果たすことが期待されている。